

# 南宋臨安への上供米制度の成立

高橋 弘 臣

## はじめに

北宋時代、都である開封の官僚に支払う俸給米や、禁軍等に支払う軍糧米を調達するため、いわゆる東南六路（浙・江東・江西・湖北・湖南・淮南路）から開封へ、兩稅秋苗米（現実には秋苗米の不足を補う和糶米を含む）が上供米として輸送されていた。上供米の額は景德四年（一〇〇七）以降、毎年計六百万石が定額とされた。南宋時代に入ると淮南路が上供の対象から外れ、上供米の定額が減額された。また上供米は行在へ輸送され、官僚・禁軍等に対する俸給米・軍糧米に充てられただけでなく、その多くが金との国境地帯（江北の淮東・淮西・湖北・京西路及び江南の兩浙・江東・江西・湖北路の沿江部）に駐屯し、国境を防衛する軍隊のもとへも輸送され、軍糧米に充てられた。

南宋時代における上供米の制度については、島居一康氏の專論<sup>(1)</sup>があり、上供米を構成する秋苗米・和糶米との関係、秋苗米徴収額中における上供と留州との関係等に対して検討を加えられた。また国境地帯の軍隊の軍糧米に充てられる上供米に関しては、総領所に関する研究の中でもしばしば取り上げられ、上供米の額・發送地・輸送制度、上

供米の備蓄、軍糧米の兵士への支給制度等について、検討が加えられている<sup>②</sup>。これらの他、宋代の財政全般を通観した研究や、南宋時代の漕運を検討した論考においても、上供米に関する言及が見られる<sup>③</sup>。

もっともこれらの先行研究の中には、国境地帯の軍隊のもとへ輸送される上供米と、臨安へ輸送される上供米とを一括して扱い、明確に区別していないものがある。また区別されている場合でも、臨安へ輸送される上供米に関してはほとんど検討が加えられておらず、不明な点が多く残されている。臨安が建前上は行在ながら、実質的な都として建設・整備されていくにしたがい、俸給米・軍糧米を支払われる官僚・兵士等の数も増えていったのであり、その供給源である上供米をどのように調達・輸送するかは、南宋政府にとって重要な問題となっていた。また臨安への上供米制度を検討することによって、南宋の上供米制度もその全貌が明らかになると考えられる。臨安への上供米制度を検討することは、南宋の臨安研究・財政史研究において、少なからぬ意義を持つと言えよう。

本稿では如上の点を念頭に置きつつ、臨安への上供米制度の成立過程について検討を行うこととする。具体的には高宗が臨安へ移住する以前の上供米制度の混乱を取り上げ、次いで紹興二年正月に高宗が臨安へ移住した後、紹興年間（一一三一―六二）を通じて臨安への上供米制度が整備されていく経緯を明らかにしてみたい。具体的には両浙路<sup>④</sup>から臨安への漕運制度の整備、臨安における上供米収納制度の整備、臨安へ送られる上供米額確定の経緯、等の点に対し検討を加える。なお本稿では『建炎以来繫年要録』を『要録』、『宋会要輯稿』を『宋会要』と略記する。

## 一 南宋初期における上供米制度の混乱と高宗の臨安移住

冒頭でも述べた通り、北宋時代、東南六路から都の開封へ輸送される上供米は、景德四年（一〇〇七）以降、毎年

計六百万石が定額とされた。六百万石を六路がどのように負担したのかについては明らかにならないが、定額が確定される以前の淳化四年（九九三）の上供額六百二十万石に関しては、内訳として両浙路・淮南路百五十万石、江東路九十九万一千石、江西路百二十万八千九百石、湖南路六十五万石、湖北路三十五万石という数字が残っている。定額六百万石の各路の負担も、恐らくこれと大差なかったと推察される。南宋時代に入ると、六路のうち淮南路が上供の対象から外れ、上供米の定額も四百六十九万石に減額された。各路の負担額は両浙路百五十万石、江東路九十三万石、江西路百二十六万石、湖北路三十五万石、湖南路六十五万石である<sup>5)</sup>。

さて南宋の初代皇帝高宗は、建炎元年（一一二七）五月に応天で即位した後、十月に揚州へ移り、さらに三年二月からは金軍に追われ、江南を移動して回った。その経緯は杭州↓建康↓臨安（杭州が改称）↓越州↓明州↓海上↓温州↓紹興府（越州が改称）であり、高宗が滞在している間、これらの都市は一時的に行在となった<sup>6)</sup>。

上供米は行在へ送られる建前になっていたが、戦乱に伴う生産の低下、税籍の混乱やそれに乗じた有力者の脱税等起因する秋苗米徴収額の減少、上供米の不足を補填する和糶の本銭（資金）不足等に加え、上供米を調達・発送する地方行財政システムの混乱もあり、各路や府州軍が発送する上供米の額は定額を下回っていたと見られる。挙例するならば、孫觀の『鴻慶居士集』卷三四「宋故顯謨閣學士左大中大夫汪公墓誌銘」に

鎮江自經建炎之乱、歲輸上供米率不知數。

とあり、浙西の鎮江府では建炎年間（一一二七～三〇）の戦乱により、発送する上供米の額が「数を知らず」という状況であった。また『景定建康志』卷二五「官守志二・制置司」、紹興元年（一一三一）九月二十六日条所載の詔の冒頭には「江東・西、湖南路の上供錢糧、久しく措置を失す」とあり、誇張された表現であろうが、江東・江西・湖南路では錢糧の上供措置が取られていなかったとの指摘さえなされている。

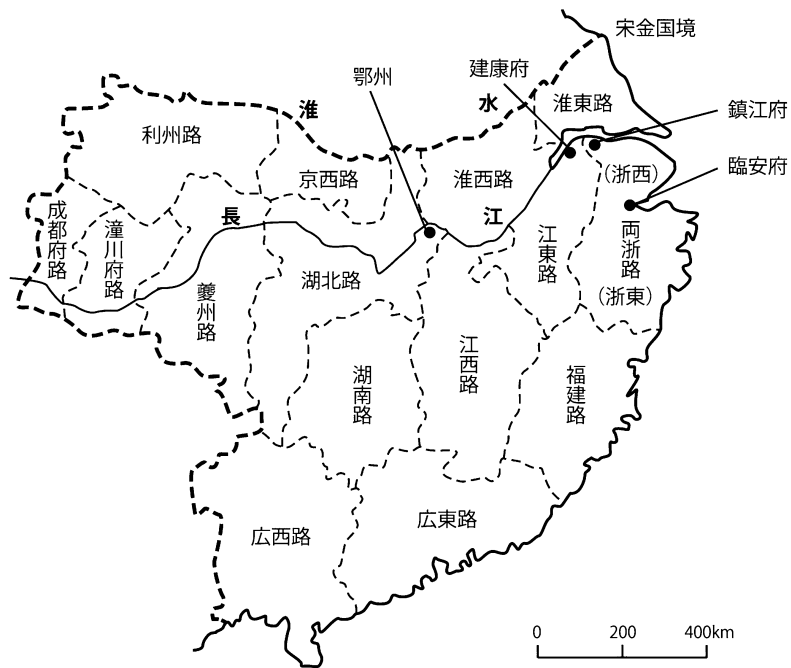


图 1 南宋略图

さらに以下の原因によって、行在へ送られる上供米の額は一層減少した。その第一として挙げられるのは『要録』卷七、建炎元年七月丙申条に

詔、諸路米綱以三分之一輸行在、其余悉赴京師。

とある通り、建炎元年七月以降、上供米の三分の一が行在へ、残りは尽く京師（この時点では開封）へ輸送されるよう定められたことである。開封では同年六月に宗沢が東京留守となり、開封の防衛に従事するだけでなく、華北の奪回をも企図していた。宗沢配下の東京留守軍は農民の蜂起軍や宋軍の敗残兵等を集めて百万と号しており、南宋建国当時、抗金勢力の主力であった。上供米は主として東京留守軍の軍糧米に充てられるため、開封へ送られたと考えられる。開封への上供米の輸送は、宗沢を継いだ東京留守の杜充が開封を放棄し、江南へ撤退する建炎三年三月頃まで続いたであろう。

第二として、上供米が国境地帯に駐屯する軍隊の軍糧米に充当されたことが挙げられる。本稿冒頭でも述べた通り、金との国境地帯には、南宋時代の初めより国境を防衛する軍隊が駐屯しており（御前軍→神武軍→行營護軍と推移）、その司令官として都督・鎮撫使・宣撫使・制置使・宣諭使・招討使・安撫大使等が置かれた。またこれらの軍隊とは別に、禁軍である三衛も国境地帯へ出戍した。<sup>(8)</sup> 上供米の中には臨安へ送られず、国境地帯に留められたり送られたりして、このような軍隊の軍糧米に充てられるものも多かったのである。具体例を挙げると、『要録』卷三三、建炎四年五月甲子条に、鎮撫使が江北に設置される際の記事として「上供財賦は権に三年を免ず」とある。この一文は鎮撫使の管内から、米を含む錢物の上供は三年間免除し、その間上供錢物は鎮撫使に自由に使用させることを意味していると考えられる。鎮撫使の裁量に用途を委ねられた上供錢物の多くは、配下の軍隊に俸給錢や軍糧米等として支給されたであろう。

また『要録』卷三七、建炎四年九月辛丑条に

建康府路安撫大使兼知池州呂頤浩請兵五万人、分屯建康等处……詔賜樞密院見甲千副、本路上供經制錢四十万緡・米二十万斛、余從之。

とある。建康府路（江東路）安撫大使呂頤浩が兵五万人を建康等に分屯させることを中央に請い、その結果、費用として江東路の上供錢四十万緡・上供米二十万斛を与えるよう詔が下されている。同書卷三八、建炎四年十月壬午条には

遣内侍李肖往桂陽監、尋訪新除江西安撫大使朱勝非之任、賜本路上供經制等錢三十万緡・米十五万斛・銀帛五千匹・甲五百副・度牒五百道、為軍中之費。

とあり、江西路安撫大使に軍中の費用として同路の上供錢三十万緡・上供米十五万斛等を賜与している。上供米は安撫大使配下の軍隊の軍糧米に充てられたと考えられる。

なおも付言すれば、上記の原因に加えて、戦乱に伴う交通運輸の障害・途絶や運輸組織・制度の混乱、金軍・群盜の略奪等により、本来行在へ送られるべき上供米が届かなかつたり、減額されたりすることがあった。一例として『宋会要』食貨六四一四六〜四七「上供」、紹興元年四月十三日条に

戸部侍郎孟庚言、江南東西路合起發行在額斛、係以去年秋稅計置起發。已承十一月四日朝旨、將二分折起價錢外、余八分起發本色糧米、緣所起數多、即目道路未甚通快、深慮艱於一併般運。又民間見闕糧斛、今欲將逐路合起發米將二分、依市價糶売、將売到錢計置金銀起發、余六分本色依旧。詔依。

とあり、江東・江西路から行在（当時は紹興府<sup>10</sup>）へ送られる上供米は、二分を錢に折し、八分が本色とされていたが、道路状況が良好ではなく、輸送が困難であったのと、上供し得る米が欠乏しているため、八分のうち、さらに二

分は軽く持ち運びに便利な金銀に代えることとされている。即ち行在へ送られる上供米は、事実上六割になっていたのである。

このような状況の中で紹興二年正月、高宗は紹興府から臨安へ移住するのであり、以後紹興四年九月～五年二月の間、侵攻してきた金・齊連合軍を迎え撃つため平江府へ、六年九月～八年二月にかけて、金に対する北伐を指揮すべく建康府へ、紹興三十一年十二月～三十二年二月にわたって、金との戦争に際し、江上の師を撫ずるとの名目で建康へ赴いたのを除き、臨安に居住した。臨安は名目上は行在でありながら、特に紹興十一年に金との和議が結ばれた後、南宋の事実上の都として建設・整備されていったのである。<sup>(1)</sup>

高宗が臨安へ移住した当時、臨安へ上供米を發送することになっていたのは両浙・江東・江西・湖南・湖北の五路であった。この点については『宋会要』食貨六四一四九～五〇「上供」、紹興三年八月四日条に

戸部尚書黃叔敖言、政和東南六路直達糧綱、起發條限難以遵守、即今車駕駐蹕臨安、諸路歲額上供事、須權宜別立季限。今乞兩浙路分兩限拘催、收椿數足、上限今年十二月終、次限次年二月終。江南東西・荆湖南北並分三限、第一限本年終起發、第二限次年二月終、第三限五月終。如違限椿發不足、從本部具數申朝廷、乞賜施行。從之。

とあり、高宗が臨安へ移住した後、両浙・江東・江西・湖南・湖北の五路から臨安へ上供米を發送する期限が設けられていたことから知られる。右の記事によれば、両浙路からの發送期限は十二月末及び翌年二月末、他の路からの發送期限は年末（十二月末）・翌年二月末・五月末であった。

ところがこの時期になっても、各路が發送する上供米の額は、定額を下回っていたと見られる。<sup>(2)</sup> 挙例するならば『要録』卷五九、紹興二年十月庚子条の都省の上言には「江西の吉・筠州、臨江軍の上供糧斛、累年至らず」とあり、

江西路では吉州・筠州・臨江軍から臨安へ上供米が発送されていなかったことが知られる。また江東路では同書卷一〇一、紹興六年五月甲午条に、江東転運使向子謹の言として

本路上供、歳入不敷、綱運留滯。乞於歲終比較一路州軍勤惰優劣各一兩所、保拳按劾以聞。庶幾朞月之間、事可見功、民不告病。

とある。この史料の前半部分の意味するところは、江東路からの上供は、歳入の不足〔によって上供すべき錢物が不足〕、綱運（上供錢物の輸送）が滞っている、ということであろう。このように各路が発送する上供米の額が減少していたことに加えて、その中から国境地帯の軍糧米に充当される分が差し引かれたため、実際に行在である臨安へ送られる上供米の額は一層減少することとなった。高宗が臨安に移住した当時、上供米が国境地帯の軍隊の軍糧米に充てられていることを示す事例として『要録』卷五四、紹興二年五月丙戌条に

右文殿修撰季陵心詔言……今乘輿服御之費、十去七八、百官有司之費、十去五六。至此而無益於国者、軍政不修、而軍太冗也。張浚一軍、以川陝贍之、劉光世一軍、以淮浙贍之、李綱一軍、以湖広贍之。上供之物、得至司農、太府者無幾矣。

とある。即ち張浚配下の軍隊は川陝地方、劉光世配下の軍隊は淮浙地方、李綱配下の軍隊は湖広地方を以て養贍するため、臨安へ送られる上供錢物が幾ばくもない、というのである。当時張浚は宣撫処置使として川陝地方を管下に置いており、劉光世は浙西安撫大使・淮東宣撫使、李綱は湖広宣撫使であった。<sup>13</sup>右の史料は、川陝・湖広に駐屯する軍隊は同地方の、淮東に屯する軍隊は淮浙地方の上供錢物を用いて維持するため、臨安へ輸送される上供錢物が減少していることを伝えていると解釈される。ここでいう上供錢物の中には、当然米も含まれていたであろう。

また同書卷五一、紹興二年正月庚申条には



詔、發運使湯東野往建康、收簇江東・西路上供歲額米斛。

とあり、江東・江西路の上供米が建康に集められている。既に引用した史料であるが、同書卷五九、紹興二年十月庚子条には

都省言、江西吉・筠州、臨江軍上供糧斛累年不至。今歲豊稔、乞命倉部員外郎孫逸、同轉運副使韓球催理三十万斛、赴鎮江府交納。從之。

とあり、江西路の吉州・筠州・臨江軍の上供米のうち、三十万石を鎮江府に送納させたという。こうした上供米は、恐らくこの後臨安へ輸送されることはなく、国境地帯に駐屯する軍隊の軍糧米に充てられたと推察される。

さらに『要録』卷六二、紹興三年正月乙丑条によれば、両浙轉運副使の梁汝嘉が、上供に充てられる鎮江府の秋苗米を撥し、劉光世・韓世忠配下の軍に軍糧米として支給しようと言した。因みにこの時劉光世は浙西安撫大使・淮東宣撫使、韓世忠は江東・江西路宣撫使である。<sup>19</sup> 梁汝嘉の言を受けて三省は「鎮江府の財賦のうち、取撥して軍事費の補助に用いているのは酒税だけであり、上供される秋苗米は留め〔て軍糧米に充て〕るべきではない」といい、その後次のように述べている。

方今行在贍養内外官兵、常恐糧儲不足。若不体認急闕、但巧以名色占破、如此雖竭一路糧斛、亦無由応副足備。

現在、行在即ち臨安は多数の兵士を養贍しており、常に軍糧米の不足を恐れている状態である。もし緊急の事態と認められないにもかかわらず、このように名目をつけては上供米を留め、「駐屯する軍に軍糧米として」支給していれば、「両浙」一路の米を尽くしても「臨安の軍糧米は支給するのに」足りなくなる、というのである。三省が如上の意見を具申した結果、この史料の後文には、韓世忠にのみ「上供に充てる秋苗米を」支給しよう轉運司に詔が下されたと見えている。

## 二 臨安への上供米制度の整備

### 1 両浙路から臨安への漕運制度の整備

以上に述べた如く、高宗が臨安へ移住した当時、両浙・江東・江西・湖南・湖北路の五路から上供米を臨安へ送るよう定められていたにもかかわらず、これらの路の上供米は定額を下回り、またその中には臨安へ送られず、国境地帯の軍隊の軍糧米に充てられるものが多かったと見られる。ところがその後注目されるのは、五路のうち、両浙路の上供米を臨安へ送る一方、江東路の上供米を淮東路の、江西路の上供米を淮西路の、湖北路・湖南路の上供米を湖北・京西路の軍糧米に充てるといふ、上供米の調達・輸送の地域割りが行われるようになっていったことである。

この点については、資政殿大学士・知福州張守が紹興五年（一一三五）頃に提出したと見られる「〔応詔論事劄子〕」（張守『毘陵集』卷五所収）の中に

何謂措置軍食。諸軍既已分屯諸路、則所患者錢穀也。然所費多寡、在彼猶在此爾、則所患者輻輸也。然祖宗以來、每歲上供六百余萬戶（石の誤り）、悉出於東南而輻輸、未嘗以為患也。今宜以兩浙之粟專供行在、而江東之粟以餉淮東、江西之粟以餉淮西、荊湖之粟以餉鄂・岳・荆南、量所用之數、責漕臣輸將（將輸の誤り）。

とあり、兩浙の上供米を行在へ送るとともに、江東の上供米を淮東の、江西の上供米を淮西の、荊湖（湖北・湖南路）の上供米を岳・鄂・荆南（京西・湖北路）の軍糧米に充てるべきであると述べられている。また觀文殿大学士李綱が、同じく紹興五年頃に提出したと思われる「〔奉詔條具边防利害奏狀〕」（李綱『梁谿集』卷七八所収）に

至於守備之宜、則當料理淮南・荆襄以為藩籬。夫淮南・荆襄者、東南之屏蔽也。六朝之所以能保有江左者、以強兵巨鎮尽在淮南・荆襄間。……今朝廷欲為守備、則當於淮南東・西及荆襄置三大帥、屯重兵以臨之。東路以揚

州、西路以廬州、荊襄以襄陽為帥府、分遣偏師、進守支郡、卜築城壘。如開新辺、其初朝廷応付錢糧、謂如淮東則以江東路財用給之、淮西則以江西路財用給之、荊襄則以湖南北路財用給之。

とある。この奏状の中で、李綱は江北の淮東・淮西・荊襄に藩帥（三大帥）を設置することを主張しているが、設置当初に給付すべき錢糧は、淮東路の藩帥には江東路の、淮西路の藩帥には江西路の、京西・湖北路の藩帥には湖北・湖南路の財用から各々支出すべきことを説いているのである。藩帥に支給すべき錢糧の中には上供米も含まれていた筈であり、然りとすればここにも上供米の調達・輸送に関する地域割りの考え方が看取され、興味深い。このような上供米を含めた上供錢物の地域割りによる調達・輸送システムが整備されていき、いわゆる総領所体制が成立するのである。<sup>17</sup>

両浙路から臨安へ上供米が輸送されるようになったのは、高宗の臨安在住が長期化し、上供米の確保が不可欠となる状況下で、両浙路は臨安と距離的に近く、中でも浙西は農田の面積が他路と比べて圧倒的に広く、豊作となれば大量の米を収穫できたからであろう。北宋の元祐四年（一〇八九）にかけて知杭州をつとめた蘇軾の『蘇文忠公全集』巻五六「論葉温叟分擘度牒不公狀」に

又縁杭州自來土產米穀不多、全仰蘇・湖・常・秀等州般運斛斛接濟。若數州不熟、即杭州雖十分豊稔、亦不免為饑年。

とあるが如く、当時から杭州の食糧は浙西の蘇州（平江府）・湖州・常州・秀州（嘉興府）等から運ばれる米に強く依存していた。南宋政府はこうした過去の実例をも踏まえ、浙西を中心とする両浙路で生産される米を、専ら臨安へ上供することにしたと考えられる。両浙路から臨安へ上供米を輸送する手段は、大運河（上塘河）や下塘河・浙東運河等を用いた漕運である。両浙路から臨安へ実際に上供米が輸送されるようになったことは、こうした運河による上

供米の漕運制度が、紹興年間（一一三一～六二）を通じて整備されていった事実から窺知される。

両浙路から臨安への上供米の漕運制度が整備されたことを示す第一の点は、上供米の漕運監督者（押綱官・管押人等）に対する犒賞・減磨勘の規定がつけられたことである。『宋会要』食貨四七一―一八「水運」、紹興四年七月二十七日条に

詔、使臣・校尉押發糧斛等到行在交納、無違程・抛失・少欠、或少欠不礙不分釐、若納足、不願支給犒設錢、依立定。平江府・湖州二万五千碩、秀州三万碩、減磨勘一年。

とあり、浙西から上供米を漕運する使臣等で、輸送に欠損・遅延がなく、あってもごく僅かであるにもかかわらず、犒賞を望まない者に対しては減磨勘一年とされた。具体的には平江府・湖州から二万五千石、秀州から三万石を欠損・遅延なく輸送した者に対し、減磨勘の措置が取られている。紹興五年三月になると、両浙転運副使呉革によって、浙東から臨安への上供に関わる使臣等に対する減磨勘の規定もつけられた。即ち衢・婺・明州から一万石、紹興府・嚴州からは一万五千石を欠損・遅延なく、欠損があってもごく僅かな額で臨安へ輸送し、犒賞を望まない者に対しては減磨勘一年とされている。<sup>19)</sup>

上供米の漕運制度が整備されたことを示す第二の点は、綱船（上供錢物を輸送する船）の調達方法が改められたことである。北宋の熙寧年間（一〇六八～七七）以降、上供錢物の漕運は民運の趨勢が強まり、民間の船戸（漕運業者の他に客商で船を持つ者も指す）等の輸送船（民船・客船・商船等と称される）を雇用し、綱船として用いることが広く行われるようになった。こうした状況は南宋時代に入っても同様であった。民間から綱船を雇用する場合、和雇の形態が取られ、雇用費として水脚錢が政府から船戸に支払われる建前であった。<sup>20)</sup>ところが現実には水脚錢が支払われず、強制徴発になることが多かったと見られる。『要録』卷九五、紹興五年十一月乙未条に両浙都転運使李迨の上

奏として

祖宗以來、宅都大梁、歲漕東南六百余万斛、而六路之民、莫知運動之方、且無飛輓之擾、蓋所運者舟、所役者兵卒故也。今者駐蹕浙右、大兵乘江、諸路漕運、地里不若中都之遠、而公私苦之何也。蓋以所用舟船、大半取辦於民間、往往鑿船沈江、以避其役。至於抱認折欠、監錮填納、為患非一、此衆所共知也。

とある。これは兩浙路の状況と思われるが、民間の船を綱船として用いる場合、大半は強制徴発されていたこと、徴発された船で上供米を輸送する際に、欠損が生じれば船主が監禁され、弁償させられるため、徴発を逃れようとして船を沈没させるという事態が起こっていたことが記されている。

また船戸に水脚銭が支払われる場合にも、様々な問題が生じていた。『宋会要』食貨四三二二「宋漕運」、紹興五年十一月二十五日条に、権戸部侍郎張志遠等の上言として

諸州県起發行在斛斗綱運、和雇舟船裝載、依所降指揮、將合支雇船水脚銭以十分為率、先支七分付船戸掌管、若有欠折、并令船戸管認、余三分椿留在元裝州県、准備糶填。

とあり、諸州県から臨安へ上供米を輸送するため、船戸から客船を雇用する際、船戸に支給する水脚銭は先に七分を支給し、三分は上供米を積み込んだ州県に「補償金として」ストックしておき、上供米に欠損が出た場合、船戸にこの三分の中から補填させることとされていた。ところが右の史料の続きによれば、兩浙路の州県では補償金の三分をストックしておかず、他の使途に流用してしまうため、船戸は欠損を出さなかったにもかかわらず、差し引かれた三分を支給されない。それ故船戸は官物（上供米）を盗用して未払い分を埋め合わせており、また船戸の訴訟が絶えなかったという。

そこでこうした問題に対処するため、『宋会要』食貨五〇一一「船」、紹興二年四月十八日条に

詔、浙西起発上供糶買錢米及起発安撫大使司贍軍錢糧船戸、令転運司依実値和雇、即不得輒便差科、如違、許人戸徑赴尚書省越訴。

とあり、浙西から上供米を運ぶ綱船に船戸の船を用いる場合には転運司をして和雇させ、みだりに徴発を行わないよう詔が発せられた。水脚錢の支払い方法については、右に引用した『宋会要』食貨四三一一「宋漕運」、紹興五年十一月二十五日条所載の、権戸部侍郎張志遠等の上言の続きによれば、兩浙転運司に命を下し、今後管下の州県が客船を雇用して臨安へ米等を輸送する際には、積み込む場所の水脚錢を全額船戸に給付する、上供米に欠損があれば船戸だけでなく押綱官も補填し、それでも不足があれば司農寺・兩浙転運司に命じて補填させることにした。

さらに客船の和雇に要する水脚錢の額も膨大なので、客船を購入（和買）した方が良いとの意見が出された。<sup>(2)</sup>そこで兩浙転運副使吳革は紹興五年三月、兩浙路で船戸から客船を綱船として購入する際の規定を作成している。その内容は『宋会要』食貨四三一一〇「宋漕運」、紹興五年三月十五日条に

本司契勘、本路除温・台・处州不通水路、及臨安・鎮江府不係接目般運去处外、其余州府每歲起発上供米斛・錢帛・馬料、欲依陳与義申請、令逐州和買堪好客船、以三十隻為一綱。内秀・常・湖州、江陰軍・平江府係平河行運、衢・婺・嚴州係自溪入江、明州・紹興府運河車堰渡江、各買二百料・止三百料船、專一往來般運。本州合發行在錢斛、官司不許拘截及充他用、雖奉特旨、許本司及諸州執奏不違。如違、以違制科罪。所有合用価錢、乞特許借支不以諸司窠名錢応副、責令逐州收簇合充雇船水脚、分限一年撥還取足。

とある。温州・台州・处州、臨安府・鎮江府を除く兩浙の府州軍が毎年上供錢物を起発するに当たっては、各州に好適な客船を和買させ、「船の積載量は一隻」二百〜三百料、三十隻を一綱と定め、臨安へ上供錢物のみを輸送する、官司が「上供錢物を」留め置いたり流用したりすることは許可しない、州県が客船を購入する際の経費は借り入れを

許し、水脚錢に充てるため調達した経費を以て一年以内に返還する、というのである。また長文のため引用は避けるが、この記事の後文によれば、呉革は漕運に従事する使臣・梢工（操舵手）等の選抜方法、彼らに対する給与の支払い制度の整備、客船を購入する際に、船戸と胥吏が結託して不正をはたらくのを防ぐための方策等について上言している。<sup>(2)</sup>

上供米漕運制度の整備を表す第三の点は、臨安への上供米漕運期日等の確定である。即ち紹興十二年七月になると、上供米の漕運に遅延の出ないよう、浙西の各地から臨安までの距離と、上供米の輸送に要する日数が確定された。『宋会要』食貨四八一「水運」、紹興十二年七月八日条に戸部の上言として

兩浙轉運司所發行在米斛、例各稽遲延、訪問多是押綱使臣等作過、沿路住滯、偷盜拌和、多致失陷官物、虛有費耗。相度得浙西秀・湖・常州・平江府・江陰軍地理遠近、紐計在路合破日分者。

とある。要するに兩浙轉運司が臨安へ上供米を送る際に遅延が多いのは、押綱の使臣等が途中で輸送を滞らせ、上供米を盗んで売却しているからであり、上供米の定額割れ、経費の無駄遣いにつながっている。そこで浙西の秀・湖・常州、平江府、江陰軍から臨安までの距離を調べ、上供米の輸送に要する日数を確定する、というのである。原文は省略するが、この史料の続きによれば、日数を守るよう上供米の經由地の官司及び臨安の司農寺にチェック（駆磨）させ、もし押綱官が定められた輸送の日数やルートに従わず、遅延・欠損を生じさせたりした場合は、朝廷に報告して厳しく指揮を賜い、処罰を行ったことが知られる。この史料に記された浙西各地から臨安までの距離と、輸送に要する所定の日数は次の通りである。

秀州・百九十八里 四日二時



平江府…三百六十里 八日

湖州…三百七十八里 八日二時

常州…五百二十八里 十一日四時

江陰軍…七百三十八里 十六日

後述する如く、上供米の具体的な發送地・送付先及び發送地毎の上供額は紹興三十年に確定するが、それを見ると臨安への上供米の發送地として、兩浙路の府州軍の他に、江東路の建康府・太平州・宣州の名も挙げられている。裏付けとなる史料は検索できないが、恐らく紹興三十年以前に、江東路の府州軍からも臨安へ上供米が送られることがあつたと推察される。また紹興三十年以前に、江西路から上供米が臨安へ送られたことを伝える記事も検索される。<sup>(23)</sup>

なお兩浙路から臨安への上供米の漕運制度が整備されるとともに、江東・江西・湖北・湖南路の上供米を、国境地帯の淮東・淮西・湖北・京西路（実際には江南の兩浙・江東・江西・湖北路の沿江部を含む）に駐屯する軍隊のもとへ輸送する制度も整備されていた。特に金との和議締結に先立つ紹興十一年五月には、鎮江・建康・鄂州に淮東・淮西・湖広総領所が設置され、転運司・州県官を管下に置きつつ、上供米の調達・輸送とともに、国境地帯に駐屯する軍隊への支給をも統轄するようになっていた。<sup>(24)</sup>

## 2 臨安における上供米収納制度の整備

兩浙路から臨安への上供米の漕運制度が整備されると並行して、臨安における上供米の収納制度も整備されていった。北宋時代の開封において、地方から送られてきた上供錢物の受け入れ・倉庫への収納・保管等を管轄してい



たのは司農寺であり、かかる職務は『宋史』卷一六五職官志「司農寺」に

諸路歲運至京師、遣官閱其名色、而分納于倉廩、藁秸則歸諸場、歲具封樁・月具見存之數奏聞。

と見えている。司農寺は南宋時代に入ると、建炎三年（一一二九）四月に一旦廃止され、その業務は倉部へ移管された。<sup>(26)</sup>紹興二年正月に高宗が臨安へ移住し、臨安が行在となった後も、上供米の受け入れ、倉庫（省倉）への収納を担当していたのは倉部であった。ところが紹興三年十月に司農寺丞が復置され、「南北省倉・草料〔場〕・和糶場、司農寺に隸す」とあるが如く、省倉を管轄下に置き、上供米の収納を掌ることとなった。<sup>(26)</sup>

司農寺には紹興四年五月、卿・少卿が置かれ、七月になると倉部に移管されていた業務が正式にもどされることとなった。この後の司農寺について見ると、紹興十年十月には主簿が復置され、七年七月には所属する胥吏の人数や昇進の規定等も定められており、組織として整備されていたことが知られる。<sup>(27)</sup>

また紹興三年十一月には司農寺の付属機関として、臨安に排岸司が設置された。<sup>(28)</sup>排岸司は『宋会要』職官二六一一八「司農寺」、紹興三年十二月九日条に

綱運入門首、隨事報〔司農〕寺丞、催督排岸司、日下看步拘轄卸納、檢察搜空、覆驗濕潤、估剝虧欠。

とある通り、運ばれてきた上供米の荷下ろしを管轄した他、上供米の欠損や品質のチェック等も行った。また同書職官二六一二九～三〇「排岸司」、紹興四年九月二十二日条に

詔、今後綱運如作弊供申、虛冒不実、用情盜糶博易、以他物或入水拌和損濕、及納外少欠糶填、限外有礙所立分釐、令排岸司並將犯人并押綱申解大理寺根究、依法施行。

とある如く、臨安へ輸送されてきた上供米が盗み出されて売却されたり、異物・水等の混入があったり、欠損の補填が不十分であったりした場合には、排岸司が犯人を大理寺に送って取り調べさせた。

なお排岸司は独自の獄（私獄）を持ち、上供錢物を欠損させた者を監禁していた。獄に関して『宋会要』職官二六

一二九(三〇)「排岸司」、開禧三年(一二〇七)七月四日条には

臣僚言、獄者人命所繫、不可以私置也。今農寺之排岸司亦有獄焉。大率皆諸州縣之欠綱運而不納者、亦有所欠甚微而禁至数月者、且州縣之獄、飲食・季点・慮囚・濯蕩・医藥各有其法。今排岸司無獄之規法、而有獄之桎梏。况尋文之地、而聚百人之衆、春夏之交、人氣薰蒸、必有死於非命者矣。乞嚴禁不得擅私獄。凡有綱欠至多、將合干人照條施行、仍下元州縣補發。其少欠者、与責保立限監納。如更抵頑、則寄禁於赤県、照條懲戒。或更擅置私獄、仰農寺常切覺察以聞、將排岸官吏重寘典憲。從之。

とある。この史料によれば、排岸司は獄の設置を許可されていないにもかかわらず、私獄を有し、僅かでも上供米を欠損させた者を数箇月間も監禁しており、囚人に対する待遇も悪く、中には命を落とす者の出ることさえ懸念されている。そこで私獄を置くことを厳禁し、上供米に欠損を生じさせた者は補填させ、頑強に補填を拒む悪質な者のみ、赤県(錢塘・仁和県)の獄に収監して懲戒する、また今後排岸司が私獄を置かぬよう司農寺に常時監視・報告させる、というのである。因みに排岸司はこれ以前にも、私獄ではないが、上供錢物を欠損させた押綱官・梢工等を錢塘・仁和県の獄等に拘禁し、過酷な扱いをしたことが問題化している<sup>(29)</sup>。

臨安において上供米を収納したのは、先に言及した通り省倉である。省倉は本来上供米や、地方官の俸給米、地方に駐屯する兵士の軍糧米等を貯蔵する州県倉であり、臨安(杭州)には北宋時代から設置されていた。紹興二年正月に高宗が紹興府から臨安へ移住して以後、俸給米を支払う人数が増大し、倉庫の重要性も増したため、省倉の管理体制の整備が行われた。具体的には倉庫の運用に対する監察の強化、倉庫名の改称(省倉のうち鎮城倉が行在省倉南倉、仁和倉が行在省倉北倉と改称された)の他、諸倉から米を搬出・支給する手続き、倉庫の貯蔵米の盜難者を捕らえた者に対する報賞制度、監官を省倉で行われる和糶に関与させる制度、監官の磨勘制度の制定等が挙げられる<sup>(30)</sup>。

さらに紹興十一年六月には、南倉が省倉上界、北倉が中界、東倉が下界と改称され、各々が収蔵する米の種類と支給の対象が決定された。省倉上界は最も上等の米（上色苗米）を収蔵し、宰執・侍従・管軍・職事官・宗室や省・台・寺・監等の官僚に俸給米として支給した。省倉中界は次に上等な米（次色苗米）を収蔵し、班直・皇城親事官・輦官・五軍等に俸給米・軍糧米として支給した。省倉下界は最も下等な糙米を収蔵し、五軍・三衛・廂軍等、諸司庫務等の俸給米・軍糧米を支給した。また各倉庫の収蔵額は最大で百五十万石とされたが、うち中界・下界はこの後紹興十八年九月に拡張された。これは冬から翌年の春にかけて、凍結や水量の減少等により、臨安に通じる運河の航行が困難となり、上供米の輸送に支障が生じる事態に備え、米の備蓄量を増やすために取られた措置である。<sup>(41)</sup>

### 3 上供米額の推移と臨安へ送られる上供米の発源地・定額の確定

臨安にはどの位の上供米が送られていたであろうか。また既に述べた如く、南宋初期、両浙・江東・江西・湖北・湖南の五路から上供米として合計四百六十九万石を供出することが定められた（各路が負担する上供米の額は、両浙路百五十万石、江東路九十三万石、江西路百二十六万石、湖北路三十五万石、湖南路六十五万石）。しかしこれはあくまで定額であり、現実の上供米の合計額ほどの程度であつたらうか。

これらの点が明らかになるのは、後述する通り紹興十三年以降であるが、それ以前も上供米は定額を下回っており、また臨安では上供米だけで俸給米・軍糧米の支出を充足できなかったと見られる。そこで不足を補填するため、高宗の臨安移住直後から省倉で和糴が行われた他、紹興八年四月には戸部和糴場が臨安に設けられた。戸部和糴場はこの後具体的な時期は不明であるが、平江府にも設けられ、臨安とあわせて年間六十万石の米を和糴している。<sup>(42)</sup> 具体的な上供米の額に関しては『要録』巻一四九、紹興十三年六月戊子条に倉部員外郎王循友の上言として

国家平昔漕兌江淮荆浙六路之粟六百二十余万、和糴之数又在其次。而近歲上供之数、纔二百八十余万、除淮南・湖北凋殘最甚、蠲放之外、兩浙号為膏腴沃衍、粒米充羨、初無不耕之土、而較之旧額、亦虧五十万石。此蓋稅籍欺隱、豪強巨室、詭名挾戸、多端以害之也。

とある。近年の上供額は合計でわずかに二百八十万石余りであり、上供の定額を充足できない原因として、当時金との間に和議が成立し、戦争は終結していたにもかかわらず、淮南・湖北路では戦乱による荒廃のため、秋苗米の徴収が減免されたこと、兩浙路では有力者による稅籍上の不正や詭名挾戸等により、秋苗米の徴収が減少していたことが指摘されている。なおこの史料では、兩浙路の上供額は旧額、即ち南宋初期に設定された定額に比べて五十万石を欠くというから、百万石であったことになる。兩浙路の上供米は全額臨安へ送られたと見られ、それに他路からの上供米も加わることがあったとすれば、百万石 +  $a$  の米が臨安に届いていたと考えられる。

この後『要録』卷一五八、紹興十八年閏八月甲子条に「浙江荆湖の上供米綱、才かに三百万石」とあり、上供米の総額は三百万石であったことが知られる。紹興十三年から五年を経ても、上供額は全体としてほとんど増加していなかったのである。恐らく臨安へ運ばれる上供米の額も、大幅に増加することはなかったであろう。そこで臨安では上・中・下界の省倉における和糴の額が定められ、毎年計三十五万五千（三十六万）石とされた<sup>35</sup>。また臨安・平江府の戸部和糴場で、年間各二十万石を和糴することも定められた。従つて省倉と戸部和糴場で、年間あわせて七十五万五千（七十六万）石が和糴されることとなったのである。宋金和議の締結とともに、臨安は南宋の事実上の都であることが確定し、和議締結の前後から官庁等の建設が急ピッチで進められており、官僚の数も増加していたと見られる。また禁軍である三衛の増強も行われていた<sup>36</sup>。このように臨安では俸給米・軍糧米の支給を受ける官僚・兵士の数が増大したにもかかわらず、送られてくる上供米の額が増大せず、不足が痛感されたため、補填のために和糴

の制度が整備されたと考えられる。

因みに紹興十八年閏八月以降、総領所においても、送付されて来る上供米の不足を補填するため、毎年和糴が実施されるようになった。その額は淮東・湖北総領所各十五万石、淮西総領所十六万五千石、計四十六万五千石である。<sup>(37)</sup>戸部和糴場・省倉・三総領所における和糴額は、年間計百二十二万（百二十二万五千）石となる。

紹興二十八年（二十九年）になると、戸部の上言により定額が切り下げられた。このことについては複数の記事が目賭され、『中興小記』卷三八、紹興二十八年九月壬申条によれば、戸部は上供米の定額を両浙路八十五万石、江東路八十五万石、江西路九十七万石、湖南路五十五万石、湖北路三十五万石、計三百五十二万石に改めるよう上言している。一方『要録』卷一八三、紹興二十九年八月甲戌条では、両浙・江東・江西・湖南路の上供額は『中興小記』の記事と同じであるが、湖北路の上供額が十万石と少なくなっており、合計は三百三十二万石である。

また『建炎以来朝野雜記』甲集卷一五「財賦二・東南軍儲」には、『中興小記』・『要録』と異なる数字が並んでいる。即ち

〔紹興〕二十八年秋、戸部遂請二浙・江湖米、権以見發三百六十七万斛為準數。從之（割注・比祖額、二浙欠三十万、江東三十万、江西六万、湖南十万、湖北二十五万。九月壬申降旨）。時二浙以三十五万斛折錢。蓋綱米及糴場歲收四百五十二万斛也。

とあり、紹興二十八年九月、戸部が現在の上供額である三百六十七万斛（石）を定額とするよう奏請して裁可されたことが記され、割注に見える各路の上供額は各々祖額、即ち南宋初期の定額と比べて両浙路三十万石、江東路三十万石、江西路六万石、湖南路十万石、湖北路は二十五万石を欠くという。従って改定後の上供定額は、両浙路百二十万石、江東路六十三万石、江西路百二十万石、湖南路五十五万石、湖北路十萬石となり、合計は三百六十八万石とな

る。しかしその後文に両浙路は三十五万斛（石）を錢に折すとあるから、両浙路の上供額は、百二十万から三十五万石を差し引いた八十五万石となり、合計額も三百三十三万石に減少する。この額は『要録』の記事に見える額とほぼ同じである。

上述の如く、上供定額の改定が行われた時期及び改定された額に関して、三史料の記事には微妙な食い違いがあり、それらを今のところ整合的に解消できないが、新たに設定された定額が、合計では南宋初期の定額より百万石以上も減額されていたことは確実である。この額は当時の実際の上供額に基づいた額であるとともに、省倉・戸部和羅場での和羅による補填を前提とした額なのであろう。『建炎以来朝野雜記』の記事末尾には「蓋し綱米及び羅場の歳收、四百五十二万斛なり」とあり、綱米即ち上供米と和羅場の年間の和羅額（ここでいう羅場の歳收とは戸部和羅場の他、省倉・総領所における和羅額をも含んでいると思われる）を合わせれば四百五十二万石になると見えている。これは南宋初期に設定された定額四百六十九万石に近い額であり、四百五十二万石から上供額の三百三十三万石を差し引けば百十九万石となり、戸部和羅場・省倉・総領所における年間の和羅額百二十二万（百二十二万五千）石とほぼ等しい<sup>(8)</sup>。金との和議が締結され、戦乱が終息して十年以上が経過したにもかかわらず、上供米の額は伸び悩み、定額を充たすことができなかつた。そこで政府は実際の上供額に合わせて定額を切り下げ、戸部和羅場・省倉における和羅で補填することにより、南宋初期の定額四百六十九万石に近づけようとしたと考えられる。なお両浙路の上供額は、三史料ともに八十五万石である。両浙路の上供米は全額臨安へ送られた筈であり、それに他路からの上供米が加わることがあったとすれば、臨安へ送達される上供米は八十五万石+aになり、紹興十三年と大差なかつたことになる。

紹興三十年には、臨安へ送られる上供米の發送地・定額が確定した。『要録』卷一八四、同年正月癸卯条には臨安

をはじめとする上供米の送付先・發送地、送付先毎の定額が載せられており、それらを整理すれば次のようになる。

行在…

兩浙、建康府・太平州・宣州（江東路）より百十二万石を送付

鎮江府（兩浙路）大軍…

池州・宣州・太平州（江東路）、洪州・江州・臨江軍・興國軍・南康軍・広徳軍（江西路）より六十万石を送付

建康府（江東路）大軍…

吉州・撫州・建昌軍（江西路）、饒州（江東路）より五十五万石を送付

池州（江東路）大軍…

吉州・撫州・南安軍（江西路）より十四万四千石を送付

宣州（江東路）殿前司牧馬…宣州（江東路）より三万石を送付

鄂州（湖北路）大軍…

鄂州（湖北路）、永州・全州・郴州・邵州・道州・衡州・潭州・鼎州（湖南路）より四十五万石を送付

荆南府（京西路）大軍…

徳安府・荆南府・澧州・純州・復州・荆門軍・漢陽軍（湖北路）、潭州（湖南路）より九万六千石を送付

右によれば、兩浙路及び江東路の建康府・太平州・宣州の上供米百十二万石が毎年臨安へ送られることになったのである。兩浙路において上供米を發送した府州軍の名を具体的に挙げるなら、浙西では湖州・常州・秀州・鎮江府・平江府・江陰軍、浙東では明州・衢州・婺州・嚴州・紹興府と見られる。<sup>(39)</sup> 臨安以外では、長江沿岸の鎮江府・建康府・池州・宣州・鄂州・荆南府の大軍（行營護軍が改編された駐劄御前軍と三衛の総称<sup>(40)</sup>）のもとへ送られる上供米の發送地・定額も掲載されており、發送地には江東・江西・湖北・湖南路の府州軍が充てられている。また紹興三十年



五月には江西路の江州にも大軍が新設され、六月には同路（具体的な府州軍名は不明）から上供米六万石が送られることとなった<sup>(1)</sup>。金の海陵王が南伐を企てているとの情報は、つとに紹興二十六年には宋側へ伝えられていたが、その後二十九年になると宋金関係は緊迫の度を高め、两国共に国境地帯で軍備を増強している<sup>(2)</sup>。南宋政府は金との戦争に備え、軍糧米の調達・輸送制度をより整備するため、それまでの上供額や輸送の状況を踏まえ、上供米の送付先・送地及び送付先毎の額を確定したと考えられる。なお右の上供米の合計は三百五万石（二百九十九万石＋六万石）となり、紹興二十八年～二十九年に改定された上供米の定額よりもさらに減額されている。その理由は定かにならないが、或いはより現実の上供額に近づけられたのかもしれない。

臨安へ送られる上供米の發送地・定額は、この後大きく変化することはなかったと見られ、臨安への上供米制度はここに至って一応成立したと言ふことができよう。なお上供米の合計額三百五万石のうち、臨安へ送られるのは半分以上の百十二万石に過ぎず、残りは国境地帯に駐屯する軍隊の軍糧米に充てられたのである。南宋時代の国境地帯における、軍糧米に対する需要の大きさが知られよう。因みに上供米のうち、鎮江府・宣州へ送られるものは淮東總領所の、建康・池州・江州へ送られるものは淮西總領所の、鄂州・荊南府へ送られるものは湖広總領所の管下に置かれた。臨安は両浙・江東路、淮東・淮西總領所は江東・江西路、湖広總領所は湖北・湖南路から各々上供米を調達・輸送しており、総領所による上供米の調達・輸送に関する地域割りシステムを具体的に看取することができる。鎮江府・建康府・池州・宣州・江州・鄂州・荊南府へ送られた上供米は、各総領所によって長江南岸及び江北に駐屯する軍隊に軍糧米として支給されたのである。



## おわりに

南宋時代に入ると、上供米の定額は北宋時代の六百万石から減額され、四百六十九万石となった。しかし戦乱の影響で各路が発送する上供米の額が減少したことに加え、その多くは開封や金との国境地帯に駐屯する軍隊のもとへ輸送されていた。それ故南宋初期において、実際に行在へ送られる上供米の額は、定額を大幅に下回っていたと見られる。紹興二年（一一三二）正月に高宗が臨安へ移住し、居住が長期化すると、上供米を確保するため、北宋時代からの実績をも踏まえ、両浙路、特に浙西から臨安への漕運制度が整備され、上供米が輸送されるようになった。

一方、高宗移住後の臨安では、上供米の収納制度が整備された。具体的には上供米の省倉への収納を管轄する司農寺が復置され、組織の整備が進んだ他、付属機関として上供米の荷下ろしや欠損・品質をチェックする排岸司が設置された。省倉も制度的に整備された。

紹興十一年に金と和議が締ばれ、戦乱が終息した後も、上供米の額は定額を下回っていたと見られ、臨安へ送られる上供米の不足を補填するため、平江府・臨安に戸部和糶場が置かれた他、臨安の省倉においても和糶が実施されていた。上供米の具体的な額が明らかになるのは紹興十三年以降であり、全体で二百八十万〜三百万石程度と定額割れしていた。臨安へはそのうち百万石 +  $a$  が送られていたと考えられる。紹興十八年には上供米の不足を補填するため和糶の制度が整備され、戸部和糶場・省倉とで年間七十五万五千（七十六万）石、総領所では計四十六万五千石が定額とされた。

上供米の定額は、紹興二十八年〜三十年にかけて、三百三十三万（三百三十二万）石から三百五万石へと切り下げられた。これは現実の上供額に合わせて定額を改定し、戸部和糶場・省倉での和糶とトータルで南宋初期の定額

四百六十九万石に近づけようとしたためと考えられる。また紹興三十年には臨安をはじめとする上供米の送付先・送地及び送付先毎の上供額が確定され、臨安へは両浙路及び江東路の一部から、年間百十二万石が送られることとなった。臨安への上供米制度は、ここに至って一応の成立を見たと言うことができる。なお臨安へ送られる以外の上供米は国境地帯の軍糧米に充てられたのであり、上供米制度の成立過程を通観すると、南宋時代初期から国境地帯の軍需がいかに大きく、臨安の財政を圧迫していたかが知られよう。

さて本稿で述べた如く、臨安への上供米百十二万石に、臨安・平江府の和糶場、省倉で和糶される米計七十五万五千（七十六万）石を加えたものが、臨安において俸給米・軍糧米支払いに充てられる米の額であった。一方、臨安において、俸給米・軍糧米として毎年支払われる米の額は、紹興年間（一一三一―六二）では百十二万―百五十万石程度であった。<sup>(44)</sup>即ち上供米の定額を上回ることがあったのであり、俸給米・軍糧米を滞りなく支払うためには、和糶による補填が不可欠とされたのである。ただし俸給米・軍糧米の支出額が百二十万―百五十万石の範囲におさまっており、且つ上供米・和糶米が各々定額を充足していれば、支払いに問題はなかった筈である。しかし現実においては、臨安へ運ばれる上供米が定額を下回るという事態がしばしば起こっており、また乾道年間（一一六五―七三）以降には俸給米・軍糧米の支出額が百七十万―百八十万石、時には二百万石を超えることもあった。<sup>(45)</sup>即ち上供米・和糶米が定額を充足していても、俸給米・軍糧米の支払いに不足をきたすケースが生じているのである。上供米の欠額とその原因、政府の不足補填策等については、別稿において検討を行うこととする。

註

(1) 鳥居一康「南宋の上供米と兩稅米」〔『東洋史研究』五一—四、一九九三年、後「宋代稅政史研究」、汲古書院、一九九三年に再録〕。

(2) 総領所に関する総括的な研究として内河久平「南宋総領所考——南宋政權と地方武將との勢力関係をめぐって——」〔『史潮』七八・七九、一九六二年〕、川上恭司「南宋の総領所について」〔待兼山論叢』史学篇一二、一九七八年〕、張星久「関于南宋戶部与総領所の關係——宋代財政体制初探——」〔『中国史研究』一九八七年—四〕、雷家聖「聚斂謀國——南宋総領所研究——」〔万巻樓圖書股份有限公司、二〇一三年〕等が挙げられる。

(3) 代表的な研究として汪聖鐸『南宋財政史』上下（中華書局、一九九五年）、包偉民『宋代地方財政史研究』（上海古籍出版社、二〇〇一年）、黃純艷『宋代財政史』（雲南大學出版社、二〇一三年）、橋本紘治「南宋における漕運の特殊性について——北辺の軍糧調達における漕運の役割——」〔青山博士古稀記念宋代史論叢』、省心書房、一九七四年〕を挙げておく。

(4) 兩浙路は南宋時代に入ると浙西路・浙東路に分かれたが、南宋時代の諸史料を通観すると、上供米の發送地としては浙西路・浙東路を合わせて兩浙路と表記されていることが多い。そこで本稿でも上供米の發送地を指す場合には兩浙路と表記する。路制に関しては曹尔琴「宋代行政区劃的設置与分布」〔『中国歴史地理論叢』一九九二年—三〕、李其曼「宋朝路制浅析」〔『齐鲁学刊』一九九二年—四〕等を参照した。

(5) 北宋・南宋時代の上供米の定額については註(1) 鳥居論文の他、同「宋代上供米と均輸法」〔『宋代史研究会研究報告第三集 宋代の政治と社会』、汲古書院、一九八八年、後「宋代稅政史研究」に再録〕、斯波義信「長江下流域の市糶問題」〔『宋代江南經濟史の研究』、東京大學東洋文化研究所、一九八八年〕等において検討がなされている。

(6) 高宗が江南を移動する状況については、拙稿「南宋初期の巡幸論」〔『愛媛大學法文学部論集人文学科編』一五、二〇〇三年〕において検討したので、参照されたい。

(7) 東京留守軍については王曾瑜『宋朝兵制初探』（中華書局、一九八三年）、一二七—一三三頁による。

(8) 御前軍・神武軍・行營護軍とその司令官、三衛等についての包括的な先行研究としては同右王著書の他、山内一博「南宋建國期の

- 武将勢力についての一考察——特に張・韓・劉・岳の四武將を中心として——」（『東洋學報』三八一三、一九五五年）、小岩井弘光「南宋初期軍制についての一考察」（『集刊東洋學』二八、一九七二年、後『宋代兵制史の研究』、汲古書院、一九九八年に再録）、余蔚「論南宋宣撫使和制置使制度」（『中華文史論叢』八五、二〇〇七年）等が挙げられる。
- (9) 鎮撫使に関する論考として山内一博「南宋鎮撫使考」（『史淵』六四、一九五五年）、熊燕軍「南宋高宗年間鎮撫司研究」（『韓山師範學院學報』三二一二、二〇一一年）がある。
- (10) 高宗は建炎四年四月から紹興二年正月まで紹興府に滞在しており、その間紹興府は行在となった（註（6） 拙稿、五七〇頁）。
- (11) 臨安が南宋の事実上の都として建設・整備されていく経緯については、拙稿「南宋の国都臨安の建設——紹興年間を中心として——」（『宋代史研究会研究報告第八集 宋代の長江流域——社会経済史の視点から——』、汲古書院、二〇〇六年）を参照された
- い。
- (12) 上供米の額を減少させた根本的な原因は、やはり戦乱に伴う生産の低下であったと考えられる。一例として、浙西の平江府では南宋初期、耕作者が逃亡してなくなった田土が大量に発生したことにより、租米四万三千斛が失われたと記されている。また「陷敵の民」、即ち対金戦争において命を落としたり捕虜となったりした人々の棄田が、三万六千余畝に及んだという（『要録』卷六四、紹興三年四月丁未条）。このような生産の低下は、上供額の減額をもたらした筈である。
- (13) 張浚・劉光世・李綱の官職名は、拙稿「南宋初期の川陝地方における宣撫処置使・宣撫使について」（『愛媛大学法文学部論集人文科学編』一三、二〇〇二年）、註（8） 山内論文、五一頁、『宋史』卷三五九李綱伝、卷三六九劉光世伝等、『要録』卷五一、紹興二年正月庚午条、卷五三、紹興二年四月丙午条、卷五四、紹興二年五月丁丑条等による。
- (14) 劉光世・韓世忠の官職名は同右山内論文、五一頁、『宋史』卷三六九劉光世伝、『宋史』卷三六四韓世忠伝、『要録』卷五七、紹興二年八月癸卯条、卷六一、紹興二年十二月戊戌条等による。
- (15) 張守のこの上奏は『要録』卷八七、紹興五年三月癸卯条に載せられており、その当時になされたと考えられる。
- (16) 李綱のこの上奏も『要録』卷八七、紹興五年三月癸卯条に見えており、やはりその当時に行われたと考えられる。
- (17) 南宋に入った時点では、北宋時代から続いて発運司が設置されており、転運司を管下に置きつつ行在への米を含む上供錢物の輸送

を統轄していた。ところが地域割りによる上供錢物の調達・輸送システムが取られるようになると、発運司は紹興二年三月、輸送の成果を挙げていないにもかかわらず、経費がかかり過ぎるとして、廃止されることとなった。紹興二年十月、発運司に代わって都転運司が設置され、上供を統轄したが、やはり費用の問題等から翌三年八月には廃止された。その一方、上供錢物の臨安への輸送は兩浙転運司が担当するとともに、紹興三年正月以降、泗州・建康・鎮江・鄂州に総領官が設置され、転運司を管下に置き、地域毎に国境地帯への上供錢物の調達・輸送を分担するようになった。これらの総領官が制度的に整備され、総領所へと発展していくのである。総領所及び総領所を中心とした上供錢物の調達・輸送体制の成立過程については、註(2)掲載の諸研究においても一応言及はなされているが、詳細に関してはなおも不明な点が多く、別の機会に検討を加える心算である。

(18) 蘇軾の知杭州在任期間は『咸淳臨安志』卷四六「秩官」による。

(19) 『宋会要』食貨四三二〇「宋漕運」、紹興五年三月十五日条。

(20) 以上、北宋時代の漕運については青山定雄『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』(吉川弘文館、一九六三年)、星斌夫『大運河——中国の漕運——』(近藤出版社、一九七一年)等を参照した。南宋時代の漕運に関する専論としては註(3)橋本論文が挙げられ、他に大崎富士夫「宋代における漕運運営形態の変革——客船の起用を中心として——」(『史学研究』一〇、一九五二年)、陳峰「宋代漕運管理機構述論」(『西北大学学报』哲学社会科学版、一九九二年一四)、王雲裳「簡述宋代漕運中押綱武臣与船卒的官私獲利活動」(『寧波大学学报』人文科学版、二〇〇九年)等にも南宋時代の漕運について言及がある。

(21) 『宋会要』食貨五〇一二六「船」、紹興五年閏二月五日条、同書食貨四三二二〇「宋漕運」、紹興五年三月十五日条に見える給事中陳与義の上奏。

(22) なお客船を和雇・購入する以外に、紹興四〇五年にかけて、兩浙路・江東路・江西路で官が費用を負担し、綱船を建造するということも行われた(『宋会要』食貨四三二一九「宋漕運」、紹興四年四月二十八日条、『要録』卷九五、紹興五年十一月乙未条)。恐らく兩浙路で建造される綱船は、同路から臨安への上供米の漕運に用いられたであろう。

(23) 『宋会要』食貨四四一四「宋漕運」、紹興二十八年七月三日条。

(24) 総領所による上供米の調達・輸送、軍隊への支給の状況については、註(2)掲載の諸研究の他、例えば長井千秋「淮東総領所の

財政運営」(『史学雑誌』一〇一七、一九九二年)、同「南宋の補給体制試論」(『愛大史学』一七、二〇〇八年)等においても検討がなされている。

- (25) 『宋会要』職官二六一一七「司農寺」、建炎三年四月十三日条、『要録』卷二二、建炎三年四月庚申条。
- (26) 『要録』卷六九、紹興三年十月庚戌条、『宋会要』職官二六一一七〜一八「司農寺」、紹興三年十二月九日条。
- (27) 『宋会要』職官二六一一八〜一九「司農寺」、紹興四年五月二十六日条・七月二十七日条、紹興七年七月二十五日条、紹興十年十月条。
- (28) 『宋会要』職官二六一二九「排岸司」、紹興三年十一月五日条。
- (29) 『宋会要』食貨四四一四「宋漕運」、紹興二十三年六月十八日条、紹興二十六年七月十三日条。
- (30) 以上、省倉の管理体制の整備については拙稿「南宋臨安の倉庫」(『愛媛大学法文学部論集人文科学編』三五、二〇一三年)、五九頁による。
- (31) 以上、省倉の改称や収納米・支給の対象・拡張等については同右拙稿、五九〜六〇頁による。
- (32) 高宗が臨安へ移住したのは紹興二年正月であるが、翌年三月三月には詔によって省倉南北倉の監官が管幹和羅の官名を付帯することになっており(『宋会要』食貨六二一一三「京諸倉」、紹興三年三月二十五日条、当時省倉で和羅が行われていたことがうかがえる)。
- (33) 『要録』卷二一九、紹興八年四月庚申条。
- (34) 本稿冒頭でも述べた通り、南宋時代に入ると淮南路は上供米の發送地から除外されており、ここに何故その名が挙がっているのか不明であり、疑問として残さざるを得ない。或いは淮南は湖南の誤記かもしれない。
- (35) 『要録』卷一五八、紹興十八年閏八月甲子条、『建炎以来朝野雜記』甲集卷一五「東南軍儲數」、『宋会要』食貨四〇一二七「市糴糧草」、紹興十八年閏八月九日条。なお和羅額の合計について、『要録』には三十五万五千石(各省倉の和羅額は不明)、『建炎以来朝野雜記』・『宋会要』には三十六万石(省倉上界六万・中界五万・下界二十五万)とあり、現時点ではどちらが正しいのか判断できない。

- (36) 臨安の建設・整備の状況については註(11) 拙稿、三衙の増強に関しては拙稿「南宋臨安の三衙」(『愛媛大学法文学部論集人文科学編』二六、二〇〇九年)、六三〜六六頁を参照されたい。
- (37) 総領所の和糶額は『要録』卷一五八、紹興十八年閏八月甲子条、『建炎以来朝野雜記』甲集卷一五「東南軍儲數」に見える。
- (38) 紹興二十八年〜三十年にかけて、上供米の定額が戸部和糶場・省倉・総領所における和糶額と別途に設定されたことは、註(1) 島居論文において既に指摘されている(著書の四五七頁)。
- (39) 『宋会要』食貨四三—二〇「宋漕運」、紹興五年三月十五日条、食貨四四—一〇「宋漕運」、乾道四年三月二十四日条。
- (40) 大軍という呼称については註(8) 小岩井論文、著書の三一七〜三二一頁による。
- (41) 註(1) 島居論文、著書の四五七・四七八頁、『要録』卷一八五、紹興三十年五月乙酉条、『宋史』卷三一 高宗本紀、紹興三十年六月辛未条。
- (42) 草野靖「南宋行在会子の発展」上(『東洋学報』四九—一、一九六六年)、一七〜一九頁。
- (43) 例えば上供米の發送地が路内で変更されるということは起こっている。『宋会要』職官二六一—二「司農寺」、慶元四年(一一九八)十月三日条に、臨安への上供米發送地として江東四州と見えている。『要録』卷一八四、紹興三十年正月癸卯条の記事では、江東路から臨安へ上供米を發送したのは建康府・太平州・宣州であるから、紹興三十年から慶元四年までの間に、江東路における上供米の發送地は変更されたと考えられる。
- (44) 註(5) 斯波論文、二四七・二四九頁、『要録』卷一五八、紹興十八年九月丙申条、同書卷一八四、紹興三十年正月癸卯条。
- (45) 『歴代名臣奏議』卷二七一「理財」所載の司農卿李椿の上奏。この上奏は乾道〜淳熙年間(一一六五〜八九)になされたと考えられる。